

## 平成 21 年 6 定 防災警察常任委員会

益田委員

先ほど、寺崎委員からこれが取り上げておりました。犯罪被害者のサポートステーションについて、ちょっと僕は僕の角度で二つだけ質問したいと思います。

まず、犯罪被害者支援の条例ですが、2月にできて4月からということですが、他都道府県ではこれに類するような条例はどんな感じになってございましょうか。

犯罪被害者支援担当課長

他の都道府県の状況ですが、宮城県が、これは犯罪被害者等基本法制定以前でございまして、平成15年に宮城県の犯罪被害者支援条例を制定していると承知してございまして、この宮城県の条例は、宮城県の公安委員会が制定した条例でございまして、警察が実施する支援施策の規定が中心となっていると、そのように承知してございます。

益田委員

これは、条例もできてしまって、今更どうこう言えるものではないですが、先ほど、寺崎委員と皆さん方のやりとりを聞いていて、率直な感想を先に申し上げますと、この条例は、つくりだす方がよかったかなというのが私の率直な感想です。

広域行政でやる仕事かどうかという問題が一つ。そのもっと手前に、かなりしっかりした法律ができていて、なおかつ国の基本計画がかなりがっちりできているんだよね。

今、お話しのとおり、国の法律ができた後に、そのことを受けて条例をつくったというのは、神奈川県だけなんだよね。これは、知事が日本で一番最初に条例をつくるのがお好きな方だから、いいようなものだけれども、実は条例で妙なりバウンドをしなければいいなと思いました。

先ほど言ったとおり、広域行政でやる仕事かなということも思いましたし、もう一つは、このステーションができたことによって、先ほど、たった1箇月のことでしたけれども、153件の相談事があったと、こういうことですが、かなり犯罪被害者という概念の中にぴたっとはまらない相談がかなりあったというニュアンスの話でした。では、この犯罪被害者等という、そういう一定の人たちの相談事というのは、つかんでいないならつかんでいいから、大体どんな感じだったのか。

犯罪被害者支援担当課長

大変恐縮でございます。しっかりした数字としてはつかんでございませんが、印象として申し上げれば、半数以上は、我々が想定する本来の意味での犯罪被害者さん以外の御相談が多かったと、そのように認識してございます。

益田委員

これはやっぱり条例をつくった議会も責任がある話なんだけれども、要するに、こういうものができてサポートステーションができると、県民はちょっとしたことでも、先ほどちょっと寺崎委員の話にも出ていたけれども、セクハラのような問題でも何でも、あそこに相談に行けばいいやというふうに思っていく。そのこと自体は悪いことではないけれども、そこで、分かりやすく言えば、対象外の人 came 場合に、あなたはこの条例に該当しない人なんですよということに、最後はなるわけですよ。相違ということは、県民に戸惑いだとか失望感を味あわせるわけよ。僕は、一番おっかないのはここだと思っているんだ。法律で今までやってきて、各都道府県とも条例をつくっていない理由は、法律と基本計画

で間違いなく救えると思ってつくってない。神奈川県だけ条例をつくった。その結果が、こういうことになっているのが、県民にはそういうことを与えるのは余り良い条例じゃないなというふうに思って、先ほど聞いていました。

そこで、このサポートステーションを設置したということによって、これまでと比べて、犯罪被害者の方々にとって、どこがどう変わるのか説明してもらえますか。

犯罪被害者支援担当課長

犯罪被害者の方々が必要とする支援は、非常に多種多様で、いろいろな分野に及ぶ支援が必要となっております。現状としまして、被害者の方々にとって、どのような支援が、どこに行けば受けられるのか、大変分かりにくいという声がありました。また、被害を受けた直後の大変つらい状況の中で、支援を受けるために自らが様々な支援機関に出向き、つらい被害経験を何度も話さなければならないという状況もございましたので、適切な支援を受けることを、中にはためらってしまうような方も多いと、以前伺っております。

こうした中で、サポートステーションを設置したわけですが、その後、実際の相談者、被害者の方の声としてお聞きするのは、サポートステーションで一元的に相談のニーズをお聞きして、我々がある意味相談者の方に代わりまして、関係機関と調整をするということで、相談者の方にとって大きな支えになると、そのような声を聞いてございます。

益田委員

そうですね、せめてそのぐらいのことだと思ふんだ。これは別に、じゃあサポートステーションがなかったから、そういった人たちがどこにも相談できなかつたかということ、そんなことはないわけで、警察であったり、様々な相談所であったり、先ほど裁判の話がありました。裁判所の無料相談、弁護士の話もありましたが、弁護士の無料相談であったりということで処理されてきた。やっぱり、これができたことによって、かなり違うぞというものが出てくることを今祈るしかないわけよ。僕もこの条例をつくった、犯罪者側の一人なんだと思いますよ。本当に、いや、失敗したなど、さっき聞いていて思ったよ。

もう一つ聞きたいんだけど、電話相談がかなり多いようではございますが、最終的にどうなのでしょう。わずか1箇月かそこらで、こんなこと聞く方も聞く方だと思ふのだけれども、これまた何年後かに聞こうというわけにもいかないから聞いておくのだけれども、やっぱり犯罪被害者の方たちが、本当にこちらの意図することをちゃんと満足してもらおうということになると、やっぱり会うという、会って相談を受けるということは、最後の、いや、一番大事なところなのかなと思ふのですが、その辺についてどういう考えを持っていますか。

犯罪被害者支援担当課長

私どもも、今委員のおっしゃったとおり、直接お会いしまして、被害の状況や、どういった支援をお望みなのかを直接伺うということが大変重要というふうに考えてございます。

被害者の御相談では、電話相談が圧倒的に多いんですが、電話だけでは細かい被害の状況等、なかなかお聞きできませんので、そういった場合には相談されてきた方にお話をしまして、直接おいでいただくか、あるいは外に出るのがつらいということであれば、我々サポートステーションの職員が、御自宅もしくはその近所に出向きまして、そこで直接会ってお話を聞くと、そのような対応をさせていただきます。

益田委員

一番最初の入り口は、警察署ね。その後現地に行くことですよ。それから調整会議です

よという話が先ほどありました。やっぱり、現地へ行くという、御本人にお話しして、本当に人の目に触れないように相談に乗ってあげて、それで何とか守ってあげたいということになるわけですが、そうすると、行政としてその人の一番身近にあるのは市町村になるわけですが、この市町村との連携については、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

犯罪被害者支援担当課長

犯罪被害者支援を進める上で、最も被害者にとって身近な行政機関であり、また、被害者の方が身近に活用できる各種の保険制度、福祉制度等を実施している市町村との連携というものは、大変重要であると、そのように考えてございます。そういった意味で、これまでサポートステーション立上げまでの間に、市町村に対しまして、条例及び支援推進計画の御説明をしつつ、また5月には各市町村へ出向きまして、サポートステーションの中身の御説明と、情報の相互の交流、それとサポートステーションの支援事業に対する支援ということの御協力をお願いしまして、各市町村も積極的に協力していただくと、そのようなお答えを頂いているところでございます。

益田委員

それはそれでいいと思う。とはいえ、市町村の方で、こういう人たちを受け入れるような特殊な窓口がすべてにあるわけではないのでしょうか。そこら辺どうなのですか。

犯罪被害者支援担当課長

現時点では、犯罪被害者の方向けの専門的な窓口を設けております市町村は、川崎市と横須賀市と、つい先月、6月に三浦市が常設の窓口ではないですが、開設いたしました。現時点では、その3市が設けているというふうに承知してございます。

益田委員

僕が何を目的にこういうことを聞いているかと言うと、今、横浜駅にあるということはおもう分かっているわけですが、相談に乗ってほしいなというふうに思う人が、電話で事足りる場合はそれはいいとして、やっぱりできるだけ住民の方の近くにあった方がより良いだろうと思う。人に言うに言えない、大変な被害を受けていらっしゃる方が、例えば愛川の方の山の奥から、悩みを抱えて横浜駅まで来るとするのは、結構大変ではないかなと思う。そうすると、近い将来かどうかは別にして、この条例をもうちょっと県民の身近に置いてあげるということを、今から考えていった方がいいのではないかなと思う。相談の距離的に近いところという意味で。そういうことの必要性というのを、ちょっと提案しておきますよ。これは今すぐやってくれという話ではないけれども、この条例、先ほど言ったとおり、僕も加担した1人だから、このステーションは成功してもらわないと困るわけですよ。そういうことは、なるべく相談する人が、そばにいてもらう、最終的には、臨床心理士の方たちにも御協力いただくにしても、そういう手前のところが非常に大事だろうというふうに思いますので、そういうことをお考えになっておいた方がいいだろうなというふうに思って、先ほど聞いておりました。

それからもう一つですが、先ほど、犯罪被害者等ということで、そういった人たちはどういう人なのかという質問がありましたけれども、これを犯罪被害者等の枠組みに入った人は是非いらっしゃいよと言ったって、自分はどういうところにいるのかよく分からないわけですよ。これは、広報はどうするの。要するに条例第何条というのは、僕らみたいにある意味での専門家が分かる話であって、そうではない人たちにどういう形で広報すればいいのか。そういう広報を考えたことはありますか。

## 犯罪被害者支援担当課長

広報につきましては、広く一般の県民の皆様にも、犯罪に遭われた場合には、犯罪被害者サポートステーションへというような形で広報というように考えてございます。

また、実際に犯罪の被害に遭われた方に対しましては、周知用のパンフレット等を、これから分かりやすいパンフレットを作成しまして、実際に被害に遭われた方が、まず最初に接するであろう警察署の職員から、確実に被害者の方にお渡しをして御説明をしていただくと、そのようなことで考えてございます。

## 益田委員

最後の部分、非常に大事だと思う。大体警察ですよ、これ。僕も実は、このステーションに行った人1人を知っているのよ。これは完全に刑事事件になっているわけ。やっぱりそこで、警察の方で、今こういうのができましたと言ってもらって、今御相談に乗ってもらっているという人がいるんだけど、やっぱりできるだけ近くにいてもらうというのが大事なんだけど、もう一つは警察の協力よ。警察にしたら、えらい問題抱え込んだもんだよ、この条例で。んだけど、それは大事なことから、今も広報の一番最初の媒体というのはどこかと言ったら、やっぱり警察かなと思います。それから市町村のそういう何かいろいろなことの相談に乗ってもらうところもあるじゃないですか。そういうところでしかないわけで、県の広報で犯罪被害者とはこういう人ですと、そういう人は手を挙げてくださいますみたいなことはやっぱりやりにくいじゃない。先ほども言ったとおり、自分の置かれている立場をなるべく人に知られないように、しかし、そういうことを行政も理解してもらっているんだと思うような方向に向けなければならないので、警察とのやりとりは、是非お願いしたいというふうに思います。

それでもう一つ、先ほど話が出ましたカウンセリングの問題で、臨床心理士の話も出ましたが、先ほどの話だと、臨床心理士の方々の一つのグループに投げて、いろいろ相談する。それはもちろん相性が合う、合わないというのは先ほど出ましたが、言うならば、これは今現時点では、きつい言い方をすれば、そこに丸投げしているわけで、カウンセリングに参加してくれている人、こういった人たちに対する、いわゆる県側の金銭的な手当というのは、今どうなっているんですか。

## 犯罪被害者支援担当課長

カウンセリングでございますが、サポートステーションと一緒に同居してございますNPO法人の神奈川被害者支援センターに、補助事業としまして県から補助をいたしまして、被害者支援センターが神奈川県臨床心理士会と提携といいますか、連携をいたしまして、カウンセリングを求める被害者に対する臨床心理士、専門職の方の派遣を、事業として実施してございます。

## 益田委員

要するに、AならAという、ケースAの場合の相談事に対してカウンセリングを受けて、それで何ぼという話ではなくて、そういうことではなくて、別の仕事で様々なことをやってもらおうというやり方、そういう意味、どうなのか、それもちよっと分からないでしょうか。

## 犯罪被害者支援担当課長

サポートステーションで、相談者に対して心理のカウンセリングが必要だということとして決定したカウンセリングにつきまして、県からNPO法人に対する委託事業という枠組みの中で、県の補助事業として実施していただくと、そういう流れになります。

益田委員

私は、これやっぱりつくった以上は後に引けないという前提で物を言うと、やはり今後の問題です。来年、再来年、ずっと問題ですから。かなり厚目に予算というものを考えた方がいいような気がします。今どんなふうを考えているかと言われても、答えも何も始まったばかりで、実はこういったものが粗雑になっていく最大の要因は実はそういうところにあるのだろう。お互いに人間がつくっている組織だもの。だから、こういうことについて、やはりきちっとした、ステーションから協力してもらったものについての予算化というのは非常に重要な問題になってくると思うし、結局はこのステーションにいる人たちがすべてを解決できるわけではなくて、もう総合的にいろいろな、警察の力をお借りしたり、またボランティアの方をお借りしたり、いろいろな人たちの力を借りなければならないわけだから、そういうところをちゃんとやらないと、この条例をつくった意味がなくなってしまう。それだけ申し上げておきます。今だったら、法律と国の基本計画で十分なんだ、何回も言ったけれども。だから、そういうところをちゃんとやって、そしてこのステーションが本当にできて良かったと、私も救われた1人だと、何万人の中の1人がそういうふうに思ってもらっただけだって有り難い話ではないですか。そういうふうに育てていてもらいたいということを要望しておきます。

次に、災害時における民間事業者との連携についてお尋ねしたいと思います。

これはたしか3月だったと思いますけれども、神奈川県指定自動車教習所と災害時における一時使用等に関する協定というのを締結したと、こういうようなことが出ていたと思いました。要するに、指定自動車教習所というのは、割と広い敷地を持っていらっしゃるわけで、特に地震等の災害に遭った場合、地震を想定して質疑したいと思いますが、そういう避難場所だとか救助の拠点として活用できるというのは、非常に良かったなというふうに、私も思っております。

そこで、民間の人たちとの提携の中で、こういったものができてきたわけですが、災害時に対応するための民間事業者との協定というのは、どのくらい締結しているのか、概略をちょっと説明してもらえますか。

応急対策担当課長

災害時における民間事業者との提携の体制について御説明申し上げます。

地震などの大規模災害が発生した場合に備えまして、県や市町村では、必要となる資機材ですとか物資を備蓄しております。万が一不足が生じた場合にも対応できますよう、県といたしましては、民間事業者等で184の協定を締結しているところでございます。

益田委員

事前にそういうようなものを、私も資料いただいていますので、なるほどなというふうに思って、今聞いていました。

そこで、ちょっと角度を変えて、同じ民間の事業者との協定の問題ですが、今は県の話ですが、市町村は市町村でやっているというふうに思っているのかしら。

応急対策担当課長

市町村でもやっていると承知しております。

益田委員

例えば、横浜、川崎の大きいところはともかくとして、私は大和市に住んでいるんですが、そういうところで、こういうところと提携しているんですみたいな、具体的な資料と

いうものをもらったことはありますか。何を言いたいかというのは、その後言うから、あるかどうかを教えてください。

応急対策担当課長

申し訳ございません。県内の市町村が、具体的にこういった民間の企業と協定を結んでいるというものについては頂いておりませんが、先般、本県が協定を結びましたホームセンターのコメリという企業がございすけれども、そちらからは日本の各市町村、それから県を含めて二百数件のリストというのは、頂いたことはございます。

益田委員

僕は何を言いたいかというと、かなりの数の市町村があるわけだけれども、一つのところが、町が、市が、民間と協定している。応急対策担当課長さんの方で見て、ここの業種がこの市は抜けているよとか、ここの業種はもしかしたら抜けているのではないのかとかという、そういうアドバイスをするという意味でも、そういう資料はお持ちになった方がいいのではないの。また、県の方もそれを参考にしてやるということは、決して変なことではないわけだから、そういう資料をもって全体的にバランスをとるというのは、いわゆる広域的な立場の県だというふうに思いますが、この僕の発想は間違いでしょうか。

応急対策担当課長

委員御指摘の部分については、すみません。私も非常に浅い経験の中でやって参りましたので、改めて目を開かせていただいたというような感じがいたします。御指摘いただいた部分につきましては、改めて勉強させていただきたいと、こういうふうに思います。

益田委員

184の協定を締結していますよということですが、民間事業者との協定のうち、特徴的なものを説明してもらえますでしょうか。

応急対策担当課長

本県が締結しております民間事業者との協定につきまして、締結件数から見ました特徴を申し上げますと、万が一不足した場合に、直ちに被災住民の方に影響を及ぼす食料品やおむつ、日用雑貨、衣類などの生活必需品の物資供給に関する協定が最も多くございまして73件の協定でございす。次いで、道路の復旧や倒壊家屋の除去、土砂の撤去などに使用する重機の確保など、応急、復旧対策に関するものが44件となっております。3番目に多いものは、帰宅困難者の支援に関する協定でございまして22件締結しております。これは、地震が発生した際に、職場や学校などから徒歩で帰宅する方々にトイレや休憩所、災害情報などを提供していただけるよう、県内のガソリンスタンドが加盟する神奈川県石油業協同組合、フランチャイズチェーン協会加盟のコンビニエンスストアや、日本フードサービス協会加盟のファミリーレストランなどと締結しているものでございす。

益田委員

今、話が出てきた帰宅困難者の問題というのは、非常に重要な問題で、今22件とおっしゃいましたか。これはこれでまた別の機会にやらせていただきたいと思いますけれども、こちら辺は非常に重要なところで、帰宅困難者というのは、もちろん自分の自宅にいて災害に遭われたということも大変なだけだけれども、帰宅困難者の場合はまた全然違う要素が生じてきますので、この問題はこの問題として、ちゃんとしっかりやってほしいなということ、この時点では申し上げておきます。

それで、民間事業者との協定締結を、今もずっとやっていらっしゃると言いますが、あえて、分かり切ったことを聞きますが、どういう観点から進めていらっしゃるのか、言っただけですか。

応急対策担当課長

民間事業者の方と協定を結ぶ観点についてでございます。県ですと、災害発生の被害を想定して、当面必要となります物資を備蓄しているものではございますけれども、必要以上に備蓄することは、経済的にも物理的にも合理的ではございません。しかし、災害の規模等によりましては、備蓄物資が不足することがございます。このような場合は、民間事業者の在庫を活用することが有効でございますので、必要となる物資などについて、民間事業者の方と協定を締結するというところで推進しているものでございます。

益田委員

さて、そこで民間事業者が協定に基づきいろいろと活動した場合、当然費用がかかりますね。この費用負担はどうなるのか伺いたい。

応急対策担当課長

民間事業者の方と協定を結ぶ際でございますけれども、その協定の中に、費用の部分についても、費用負担に関する条項を盛り込んでいます。物資提供の場合など、一般的に災害発生直前の適正価格をもって、県が負担をするというふうに協定に盛り込みます。

しかし、一部の協定ですが、民間事業者の社会貢献活動の一環として、事業者が負担することがございます。例えば、災害時における被災車両等の撤去に関する協定では、神奈川県と神奈川県警察、それから（社）日本自動車連盟、いわゆる J A F でございますけれども、J A F の神奈川県支部の 3 者での協定が締結されております。J A F の神奈川県支部にありましては、社会貢献の一環といたしまして、車両撤去に関する費用につきましては、J A F が負担をするというふうな条項で協定を結んでいます。

益田委員

事細かく聞いていっても時間ばかりかかりますので、大体イメージは分かりました。ただ一つ、民間事業者との協定というのは、今 184 件ということですが、これはどうなのかしら、皆さん方の考え方の中には、いろいろな民間の人たちと、なるべく多くの人たちと提携を結びたい。多くというのは別に一社一社とかそういうことではないわけでしょう。この業種はこうだとかということを考えつつ、なるべく多くの人と提携したい、こう思っただけですか。

応急対策担当課長

協定を結ぶときには、まず、地震が発生しまして足りない物資があるといったときに、相手の方も被災をされていたら、これは物の流通ができないわけでございますので、できる限り発送の場所が、県からちょっと離れた場所にあるとか、それから大きな会社で、関東の中に幾つもあるというようなものが理想的ではございます。ただ、特殊なものもございますので、そういったもので必要なもの、それから提供できる状況、そういったものを勘案しながら、個別に検討させていただいているところでございます。

益田委員

物資を提供してもらおうと、相応の価格で買い上げる仕組みとしては分かりましたが、協定は、個人商店などとするのではないと思うが、締結は業界単位になるのか。

応急対策担当課長

個別の場合と業界の場合と両方ございます。例えば大手のデパートさんの場合もござい  
ますし、各業界の協会や組合と締結をする場合もございます。

益田委員

そうすると、その業界なら業界でもいいんですが、そこと締結を結ぼうとするときに、  
皆さん方はどういうアプローチをするのか。どういうことを聞きたいかと言うと、その業  
界がありますよね、一つの業界が。そのトップの人たちと交渉して下に徹底してもらうだ  
とか、こういうアプローチなのか。例えばいわゆる企業の固まりの中でアプローチしてい  
って、そういうところをお願いしていくのか、そのアプローチの仕方というのはどういう  
ふうになっていますか。

応急対策担当課長

協定を結ぶ場合に、幾つかパターンがあるんですけども、一つは業界あるいは企業の方  
から、我々はこういうことができますということで、県にアプローチをしてきてくださ  
る場合、あるいは県としてこういったものが必要だといったときに、業界の人が会社にア  
プローチをする、こういうのが一般的なんでございますけれども、多いのは、業界の方か  
らアプローチしてきてくださいます。そういうところは、県として、じゃあお宅の企業あ  
るいは業界にこういうことをお願いしたいという、具体的なものをお示しする、あるいは  
業界の方で、うちはこういうのができると、具体的なものをお示しいただいて、双方のそ  
れぞれの申出が合致した場合に協定を結びましょうというふうになります。

業界ですとかそういったところからアプローチされてきた場合には、じゃあどこを窓口  
にして、どのような形にしますかというのを、一番最初にお尋ねしますので、業界の方が  
ここができますと言えば、そのままスムーズに応じていきます。こちらの方からアプ  
ローチしたときも、なるべく早い段階で、どこを窓口にしてお願いをしたらよろしゅうござ  
いますかということで必ずお聞きして、その窓口を設定してやらせていただいているのが現  
状でございます。

益田委員

要するに、向こうから来てくださる場合は大変有り難い。こちらとしても、いろいろな  
ことを見ていって、ちょっと足りないからここを何とかしたいとなりますよね。それで、  
その場合に、今のお話を聞いていると、かなり各個撃破でおやりになっていらっしゃると  
いうようなイメージを持ちました。

それはそれでいいとして、私は今ここでこの問題をずっと考えていたとき思ったのは、  
各市、行政体、一つの、ちょっとこれは後で聞きますが、市単位に例えば商工会議所だど  
か商工会とかありますね。これは業種別にいろいろなっているわけです。こういうところ  
にアプローチしてしたことありますか。

応急対策担当課長

申し訳ございません。私が参りましてからはやったことはございません。

益田委員

今まで結構、締結しているところがあって、重複すると大変な迷惑になるんでしょうが、  
県のお役人の皆さん方が非常に下手なのは、従来、まちの中だとか、世間にある組織の使  
い方が非常に下手で、自分たちで一人苦労しているわけよ。そういう方がいいかどうか、



僕はそんなような気がする。こういうところに、やっぱりちゃんとアプローチして、それでこういう場合はこうだとかいう、そういうことも考えてもらった方がいいのではないかと、私は思いました。だから、そういう手法もあるなというのをちょっと頭の片隅に入れておいてもらうと有り難いなということです。

それともう一つ、自治体との協定というのは非常に重要でございまして、神奈川県全土が大型地震でやられてしまうことはないというふうに思います。やっぱりどうあれ若干局地的に近い、その場合、やはり震源に近い自治体だとか、いろいろあるわけですし、そのいわゆる自治体との協定の締結というのは、どんなふうになっているか、ちょっとここを説明してください。

#### 応急対策担当課長

自治体との協定につきましては、首都圏を構成いたします、いわゆる八都県市、埼玉、千葉、東京、神奈川、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の八都県市でございすけれども、こちらで災害が発生した場合、相互に救援することで、被災した都市圏の応急対策及び復旧対策が円滑にできるようにということで、八都県市なりで、まず協定が結ばれております。

この中身ですけれども、物資等の提供や救助、応急復旧等に必要な人員の派遣、医療機関への被災者、疾病者の受入れ、ヘリコプターの提供などを協定として締結しております。

このほか、関東地方知事会や全国知事会においても、加盟する自治体間で災害時における広域応援に関する協定を締結しているところでございます。

#### 益田委員

そういうことで協定を結んでいるんだけれども、これやっぱり日ごろから協定相手と十分に、そういう非常事態が起こったときに機能できるようにやっていかなければならない。何か具体的にそこら辺の、十分に連携をとるといふ、そういう前提で、何か取組を行っていることがありますか。

#### 応急対策担当課長

一番具体的な例で申しますと、今回は8月の末でございすけれども、毎年行われます八都県市の防災訓練、こちらには八都県市相互間の救援物資の輸送訓練ですとか、そういったものを必ず取り入れるような形で、協定の確認、それから実施等を行っているところでございます。

#### 益田委員

先ほどとちょっとダブりますが、この問題をだんだん締めくくるに当たり、最後にもう一回聞いておきたいんですが、民間事業者との協定締結に向けて、今後どうやってやっていくんだということを、先ほど僕が言ったことは別にして、お考えになっていることをもう一回聞いておきましょう。

#### 応急対策担当課長

民間事業者の方々と結んでおります協定につきましては、先ほど申しましたとおり、物資を備蓄、すべてをカバーする備蓄はできるわけではございませんので、そういう意味で非常に重要な協定というふうに認識しております。今後も、民間事業者の方々と、平素の訓練ですとか、情報交換などの機会を通じまして、相互の連携ですとか、協力に一層力を入れて努めてまいりたいというふうに考えております。

また、災害時に、県民の皆様が真に必要な物資、それから医療など、そうした業務

を提供できますよう、協定の更なる充実を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

#### 益田委員

質問を締めるに当たって提案しておきますけれども、先ほど 山委員が防災訓練の場合の、若干マンネリという話がありましたが、要は行政がやっている様々なこういった問題に対する対応の仕方は、それはそれで大事なことなんです、この前一回僕も言ったことあるんですが、夜間の真っ暗な中でどうやるか、そういう訓練ぐらいの方がいいよと、僕言ったことがあるんだ。そういうことというのは想定されるわけよ。最も大変な状況を想定して、民間業者とのやりとりとか、自治体間のやりとりとか、交通が遮断されるとか何とかというのは大体分かるんだけど、明るいときだったら対応の仕方があるんだけど、こういう災害が起きたとき、一番要するに計算外というのは、僕は阪神・淡路大震災のときにも、いろいろなことを勉強に行きましたけれども、やっぱり真っ暗やみの中で起こったときの状況というのは想定していないわけ。これ絶対危ないことなんだよね。だから、行政が様々な支援をするについて、悪条件が重なったときのことを想定してやるということは非常に重要だと思いますので、これからは今おっしゃったように、いろいろなことをおやりになっていくんでしょうが、そういう最も条件が悪い中でどうやってやれるかということも頭に入れて、今後そういう問題についてやっていただければ、大変有り難いなということを提案しておきます。